

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【参酌基準 変更なし】

項目
<p>【運営に関する基準】</p> <p>支給認定の確認・申請援助、子どもの心身の状況・環境の把握、保育の提供内容の記録、第三者からの評価及び結果公表、体調不良時の医師との連携、施設運営に係る重要事項の規定、職員の資質向上、利用定員を超えた提供の不可、秘密の漏えい禁止、保育・教育内容の情報提供、金品等の供与禁止、苦情への対応・記録、市からの助言に対する改善、賠償の対応、会計区分の明確化、記録の整備</p> <p>(特定地域型保育のみ) 連携施設と密接な連携の構築</p>

【参酌基準 変更あり】

ページ	変更項目	変更内容
2	特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を 講じるものとする。	「講じるものとする」⇒「講じるよう努めるものとする」
4	特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に 運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示 しなければならない。	掲示項目・方法を修正。 例：「運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を保護者に周知」
6	特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を 講じるものとする。	「講じるものとする」⇒「講じるよう努めるものとする」

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

【参酌基準 変更なし】

項目
<p>【各家庭的保育事業等に共通の事項】</p> <p>乳幼児に対する健康診断の実施</p>
<p>【家庭的保育事業】</p> <p>家庭的保育事業の施設基準（9.9 m²以上）、調理設備及び便所の設置、屋外遊戯スペースの確保、火災報知器及び消火器の設置、消防訓練・避難訓練の定期実施、家庭的保育者・嘱託医・調理員の配置</p>
<p>【小規模保育事業】</p> <p>（乳幼児を預かる場合）乳児室又はほふく室（3.3 m²以上/人）・調理設備・便所の設置、 （乳児室を 2 階以上に設置の場合）建築基準法に基づく施設でありかつ防火設備の設 （満 2 歳以上を預かる場合）保育室又は遊戯室（1.98 m²以上/人）・屋外遊技場（3.3 m²以上/人）・調理設備・便所の設置</p> <p>（共通）保育士（B型は子育て支援員、C型は家庭的保育者でも可）・嘱託医・調理員の配置</p>
<p>【事業所内保育事業】</p> <p>利用定員に対する乳幼児数の定員枠の設定、（乳児室を 2 階以上に設置の場合）建築基準法に基づく施設でありかつ防火設備の設置</p> <p>（乳幼児を預かる場合）乳児室（1.65 m²以上/人）又はほふく室（3.3 m²以上/人）・医務室・調理室・便所の設置</p> <p>（満 2 歳以上を預かる場合）保育室又は遊戯室（1.98 m²以上/人）・屋外遊技場（3.3 m²以上/人）・調理室・便所の設置</p> <p>（共通）保育士（小規模型は子育て支援員でも可）・嘱託医・調理員の配置</p>

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

【参酌基準 変更なし】

項目
<p>【一般原則】 児童への人権への配慮・人格の尊重、地域社会との交流・連携、運営内容の自己評価・公表、事業実施場所の構造設備、消火用具・非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画策定、訓練の実施</p>
<p>【職員の一般要件】 児童福祉事業に従事する者としてふさわしい要件、知識及び技能の習得、研修機会の確保</p>
<p>【設備】 遊び場及び生活の場としての機能を備えた専用区画、静養するための専用区画、支援の提供に必要な設備及び備品の設置、放課後児童健全育成専用の専用区画・設備・備品、専用区画の衛生・安全の確保</p>
<p>【職員関係】 事業所ごとに放課後児童支援員（有資格者）の設置、放課後児童支援員の数（支援単位ごとに2人以上）、放課後児童支援員の要件</p>
<p>【その他運営基準】 利用者の差別の禁止、虐待の禁止、設備・飲用水の衛生管理、感染症等のまん延防止、必要な医薬品等の備え、帳簿の整備、秘密の漏えい禁止、苦情対応窓口の設置、指導を受けた場合の改善、開所時間（平日3時間以上、休日8時間以上）、年間開所日数（250日以上）、保護者との密接な連絡、小学校等関係機関との連携支援、事故発生の際の連絡、損害賠償</p>

【参酌基準 変更あり】

ページ	変更項目	変更内容
2	専用区画の面積は、 児童1人につきおおむね1.65 m²以上 でなければならないこと	5年間の経過措置を設ける方向で検討
3	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、 おおむね40人以下 とすること	5年間の経過措置を設ける方向で検討
3	<p>放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 開所している日及び時間 ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・ 利用定員 ・ 通常の実業の実施地域 ・ 事業の利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 等 	広域で利用可能としている施設もあるため、実施地域を限定しないため削除

○保育の必要性の認定に関する基準

【参酌基準 変更なし】

項目	備考
<p>【保育の必要性の認定基準】 保育の必要性の認定に係る事由</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児性疾病に伴う看護など、同居又は長期入院している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p><u>⑧虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p><u>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>①～⑦、⑨は既に保育の要件として取り扱っている。</p> <p>※⑨においては、育児休業を取得した年度の4月1日に0～2歳の児童は退所、3歳以上は継続入所。また、育児休業中であっても新年度4月1日に3歳以上の児童は新規入所可能。</p> <p>⑧は新規で規定予定。</p>
<p>【区分、保育必要量】</p> <p>①保育標準時間（1日11時間までの利用） ・就労時間の下限：1週当たり30時間程度</p> <p>②保育短時間（1日8時間までの利用） ・<u>就労時間の下限：1月当たり48～64時間の範囲で市町村が定める。</u></p>	<p>②は現状の60時間（1日4時間、月15日）で検討するが、内規等で別に定める予定。</p>
<p>【優先利用】</p> <p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p><u>⑤子どもが障がいをもつ場合</u></p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p><u>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</u></p> <p><u>⑨その他市町村が定める事由</u></p>	<p>①～④、⑥はポイントを加点する等で現在も対応。</p> <p>※⑤は集団保育が可能かを検討し、入所を決定。</p> <p>※⑧は新規で新たに加点対応予定。</p> <p>※⑨は現状、非正規労働者で社会保険加入者、16時以降も保育が必要な園児、新年度継続入所の兄弟姉妹には加点にて対応。</p>